

## 令和6年度明るい選挙啓発ポスター作品募集要項の実施要領

### 1 審査

#### (1) 第1次審査

市町村選挙管理委員会は、令和6年5月7日(火)から9月6日(金)までに応募された作品について、第1次審査を行い、市にあっては30点(小・中・高各10点)、町村にあっては15点(同各5点)を選定のうえ、令和6年9月13日(金)までに県選挙管理委員会に推薦してください(ただし、応募数によっては、市30点、町村15点以内の範囲内で、小・中・高の比率を変更しても差し支えありません)。

#### (2) 第2次審査

県選挙管理委員会は、第1次審査を通過した作品について第2次審査を行い、秋田県明るい選挙推進協議会会長賞(以下「会長賞」という。)1点、優秀賞14点、入選15点を選定するとともに、会長賞及び優秀賞のうち応募数に応じた規定数を10月上旬までに明るい選挙推進協会(第3次審査)に推薦します。

### 2 審査員

第1次審査の審査員は、市町村選挙管理委員会において適宜選任のうえ委嘱するものとし、第2次審査の審査員は、県選挙管理委員会、県明るい選挙推進協議会及び県教育委員会等の各代表審査員とします。

### 3 賞

第2次審査における全ての応募者には賞状を、会長賞(1点)、優秀賞(14点)、入選(15点)にはそれぞれの賞に応じた副賞を贈ります。

### 4 留意事項

(1) 送付する作品の裏面右下に県名、市町村名、学校名(〇〇町立〇〇小学校等)、学年、氏名(ふりがな)が記入されているかどうかを確認してください。

(2) 作品を重ねて送付するときは、絵の具が乾いているかどうかを確認してください。

(3) 規格(四ツ切、八ツ切もしくはそれに準じる大きさ)外の作品は、審査対象外となるので、十分注意してください。

(4) 次のような作品とならないように注意してください。

ア 学校の教材、デザイン集等に掲載されている作品や、この募集事業で過去に入選した作品を模倣したと思われるもの

イ 誤字があるもの

ウ 明るい選挙のイメージからはずれたもの

(ア) 金権選挙を扱ったもの

(イ) 全体の色彩が暗いもの

エ マンガのキャラクターが描かれているなど他者の著作権を侵害するもの

(5) 会長賞及び優秀賞作品については、県公式ウェブサイトにおいて、氏名、学校名及び学年とともに掲載するほか、県選挙管理委員会や他の団体における選挙啓発活動において同様に使用させていただくことがありますので、同意の上、応募してください。

(6) 中央入賞作品は、明るい選挙推進協会ホームページ(<https://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/06502poster/>)をご覧ください。

(7) 本県における昨年度の会長賞及び優秀賞作品は、県公式ウェブサイト(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/76371>)をご覧ください。